

広島市長 秋葉忠利 殿

2008年度広島市予算編成にあたっての要望書

2007年11月12日 提出

日本共産党広島市会議員団

団 長	皆川 恵史
幹事長	中森 辰一
副幹事長	中原 洋美
	村上 厚子
	藤井 敏子

はじめに

先の参議院選挙で安倍内閣与党が惨敗を喫しました。小泉内閣以来進められてきた構造改革の政策が行き詰まりに直面しています。

企業のリストラを推進する政策や年金切り下げなどによって国民の圧倒的多数の所得水準を減退させた一方で、庶民への増税や社会保障予算の削減を次々と進め、国民負担を増大させました。他方では、大企業・大資産家の負担を一層軽減していくという誤った政策が行われました。

同時に、労働法制の改悪や大店立地法など、力の強いもの、資金力のあるものが人々の暮らしや権利を踏み台にして利益を増やすことができる規制緩和政策が進められ、大企業と一握りの人たちに所得が集中していく構造が進行しています。

その結果、所得格差が大きく拡大し、懸命に働きながら、また、その意思がありながら、人間らしいまともな暮らしができない、将来の展望が持てないといった貧困が広がり、国民が容認できないところに至り、選挙で審判が下されたものと考えています。この国民の審判を真摯に受け止め、誤った構造改革の政策を中止することが必要です。

しかし選挙後、政権が変わりましたが構造改革政策の基本は変わらず、そのために市民生活と地域経済は今後ますます深刻になるものと考えます。

こうした中で地方自治体としては、まずは困難に置かれた市民の暮らしの安定と、そのことを通じた地域経済の良好な発展を図るべきであり、そうした立場から広島市の施策の優先度を見直す必要があります。

それと同時に、行政は憲法が保障する諸原則に基づき、住民の暮らしの実態にしっかり寄り添い、その維持・向上に貢献することを最大の目的として行われるべきであり、職員はそのために専門性を発揮する必要があります。そうした業務の評価は、単なる効率性やコストで測るべきではなく、十分に専門性が発揮できるよう必要な身分保障を行った職員配置を行うべきです。

市民生活の実態と市民の切実な声を市政に反映するため、以下に**基本**要求と**個別**要望をとりまとめ、2008年度予算編成に向けた要望書として提出します。真摯に受け止めていただき、的確かつ前向きな回答をされるよう要請します。

目次

基本要求	1
個別要望	
総務関係	5
消防上下水道関係	7
文教関係	8
経済環境関係	10
厚生関係	12
建設関係	17

*** 基本要件 ***

全分野一律カットのシーリング方式ではなく、 福祉、暮らしを守ることを中心とした予算編成を

これまで秋葉市政のもとで進められてきた全分野一律カットのシーリング方式による財政健全化計画は、破綻寸前にあった広島市財政の建て直しに大きな役割を果たしてきましたが、それは税金のムダ遣いである不要不急の大型開発事業を一定見直すと同時に、福祉、教育、公共料金など市民生活に直結する分野においても大幅な予算削減を余儀なくされ、市民に痛みを押しつけるものでもありました。

私たちは、これまで不要不急の大型開発事業の徹底見直しを強く求めてきましたが、それは財政破綻をもたらした原因に徹底してメスをいれ、過去の「負の遺産」を清算して「二度と同じ過ちは繰り返さない」市政運営を進めることによって初めて多くの市民の共感を得られるものであり、財政破綻に何の責任もない市民にツケをまわすものであってはいけないという立場からのものでした。

残念ながら、これまで行われてきた一律シーリング方式による財政健全化計画の下で、財政破綻をもたらした真の原因があいまいにされ、「お金がないからがまんしてください」と市民と市職員にツケをまわす傾向が強くなっていると考えざるを得ません。

国は、これまで行ってきた「三位一体」改革の名による地方財政の削減に続き、これからも地方財政への攻撃を強めようとしており、市財政を取り巻く状況は今後も厳しいものが予想されます。一方、長年の「弱肉強食」の国の悪政の下で、市民生活はかつてないほど苦しい状況に置かれています。

今こそ、こうした市民生活の実態に寄り添った配慮が必要ですが、来年度予算編成にあたっての依命通達は、財政危機が続いているとしてマイナス20%の厳しいシーリングを示し、事業の更なるリストラに加え、扶助費に関わる制度の認定基準の見直しさえも求めています。また、使用料の適正化として公共料金の引き上げの検討も求めています。

私たちは、そういう市民生活にしわ寄せを強いる方向ではなく、こうした時だからこそ市民の福祉と暮らしを守るという地方自治体の本来の立場に立った予算編成が行われるよう、以下の基本要件の実現を強く求めます。

1. 財政危機をもたらした不要不急の大型開発事業を更に見直し、投資的経費を抑えること。

- ① 大型開発事業の中でも最も不要不急で採算性もなく、大方の住民の合意を得ていない高速5号線建設は勇気を持って中止に踏み切ること。そのためにも、これまで投入してきた5号線関連の事業費を含めた高速道路事業の見直しをおこない、国・県と協議すること。
- ② 広島海の玄関口にゴミ捨て場を作るのは言語道断です。出島沖産廃処分場は遮水シート敷設工事が始まっていますが、積出基地は未着工です。県に対して引き続き用途変更、規模縮小を積極的に働きかけること。
- ③ その他、「公共事業見直し委員会」が「一旦中止」と結論を出した多くの事業について、改めて再評価を行い、中止も含めて抜本的な見直しを行うこと。

2. 福祉、教育分野への機械的な一律カットと、「スクラップ・アンド・ビルド」方式の押しつけをやめること。

- ① これまで行われてきた「事務事業の見直し」の大半が市民福祉に直結した事業ばかりです。とりわけ、高齢者、障害者、低所得者など「社会的弱者」のための事業は再評価し、復活・拡充すること。
- ② 高齢者の交通費助成制度をこれ以上カットしないこと。家庭ゴミの有料化、学童保育の有料化、その他市民生活に大きな影響を与える公共料金の値上げは行わないこと。

3. 国に対し、地方財政政策の転換を強く求めること。

- ① 地方政治と住民生活を守る立場から、真の税源移譲の実現とナショナルミニマムを保障する国庫補助負担金および地方交付税を削減しないよう国に強く求めること。
- ② 政府系地方債の借換制度と利率の引き下げを実現させ、公債費の軽減を図ること。

4. 行政を企業と同列視する「コスト」中心の都市経営手法を改めること。

「効率の悪い事業の縮小・廃止」「民間でできるものは民間へ」という考えは、コスト最優先の都市経営論の行政運営であり、自治体本来の仕事を軽視することにつながりかねません。

- ① 公の施設で働く職員を「安上がりの労働者」に置き換えただけの指定管理者制度のあり方を再検討し、公民館、児童館などへの導入は行わないこと。
- ② 行政の仕事をすべて数値化する「行政評価制度」の過大な運用は行わないこと。
- ③ 国主導の「市場化テスト」を市政に持ち込まないこと。
- ④ 「官製ワーキングプア」と呼ばれる非正規職員の待遇を改善し、正規職員を増やすこと。

5. 市民負担増をやめ、福祉、介護の充実を図ること。

市民生活の実態を見れば、市民生活に直結する公共料金の引き上げを行うべきではなく、むしろ、これまで日本共産党が求めてきたような医療・福祉・介護に関わる種々の減免制度の新設・拡充こそ地方行政の責任として求められており、そのための予算配分を最重点とすること。

6. 子育て支援・教育を充実すること。

子どもをめぐる事件が多発し、子育てや教育に対する不安が広がっています。子どもの荒れ、暴力は、競争と管理、もうけ第一主義の大人社会の歪みです。特に、女性の深夜労働、低賃金、不安定な「働かせ方」が少子化の原因のひとつになっています。家族のつながりを深め、一人ひとりを大切に政治、経済、社会への転換こそ少子化社会を克服する道です。

今こそ、子どもの保育、療育、教育の分野に必要な予算を充分確保し、「安心して子どもを産み育てることができる広島市」と言われるよう力を発揮されること。

7. 市民の雇用と中小零細業者の営業を守ること。

地域経済は、庶民の所得水準が後退している中で営業不振が続いている上に、大型店の集中的な立地によるオーバーストアと言われる状況の下で、地域の小売商業は危機的な状況が続いています。

広島市の経済発展と雇用の担い手である中小商工業の振興を柱にすえた「地域経済振興条例」の制定や、青年の雇用対策を進める特別の体制をとるなど、雇用と地域経済振興を支える行政の役割を果たす施策の充実を図ること。

8. 人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを進めること。

- ① 「地球温暖化問題やエネルギー問題に配慮した施策の推進」(依命通達)のためにも、「車と道路優先」のまちづくりからの脱却が求められています。このことを広島市の道路交通政策における第一義の課題とし、担当局任せにせず全庁的に必要な体制を取って推進すること。
- ② 道路、公共施設などのバリアフリー化対策は、高齢者や障害者の視点に立って、「福祉環境整備5ヵ年計画」を立て、目標を明確にして予算を増やすこと。
- ③ 全ての公共施設の耐震診断を早急に実施し、結果を公表すること。とりわけ、学校校舎の耐震補強工事を急いで行うこと。
- ④ 学区・町内の自主防災会単位の防災・避難訓練が全地域で開催されるよう、消防と各区が連携し、指導援助すること。

9. 行政の役割を明確にし、市民参加の市政をさらに進めること。

「市民主体のまちづくり」は、市民に丸投げすることではありません。行政の役割・責任を明確にした上で、市民の自主的・自発的な活動への支援、市民との積極的・効果的なコミュニケーションの展開、および市政情報の積極的な提供を更に進めること。

10. 憲法第9条を守り、平和な郷土をつくること。

「世界に誇るべき平和憲法をあるがままに遵守」(2007年平和宣言)の立場を行政の隅々まで徹底するとともに、米軍、自衛隊の基地に囲まれている広島市で「郷土の平和」が脅かされることのないよう毅然とした立場を貫くこと。

* 個別要望 *

《総務関係》

1. 住民税増税や社会保障切り捨てなど、一般市民にだけ負担増を求めるのではなく、法人市民税、法人事業所税の超過課税を上限税率まで引き上げ、大企業にも法律が認める範囲で応分の税負担を求めて税収増を図ること。
2. 所得税・住民税の「障害者控除」制度について、要介護認定者に個別に郵送で周知すること。また、要介護認定者であれば、障害者控除の対象となることを周知すること。その際、認定されると所得125万円以下の市民税非課税者となることも周知すること。
3. 川崎市が行っているように低所得者への住民税の減免制度をつくること。
4. 介護保険、国民健康保険への「被爆者対策」の正当な補助金を国に強く求めること。
5. 「公契約制度」をつくり、市の発注する全ての公共事業、業務委託事業および指定管理者制度などにおいて、労働者の正当な賃金が保障され、権利が守られるようにすること。
6. 小規模修繕契約希望者登録制度をもっと積極的に活用するよう、関係部局、外部団体、指定管理者に周知徹底し普及に努めること。
7. 低賃金で働く青年の切実な要求となっている「住宅への家賃補助制度」をつくること。特に、「ネットカフェ難民」と言われる若者や低所得者の自立を支援するため、アパートの敷金や生活資金を無利子融資するなどの支援制度をつくること。
8. 弁護士会等と連携し、多重債務者のための常設の無料相談室を開設すること。
9. 広島市の景観を守る基本理念に、「平和都市として、市民だけでなく広島を訪れる人々が、広島のみならず、平和の尊さ、被爆の実相を知ってもらう」ことを明記すること。
10. 在日米兵による犯罪から市民の安全を守るため、日米地位協定の見直しを日米両政府に強く求めること。
11. 岩国基地増強に対する反対運動に市としても力を入れ、周辺自治体との連携を強めること。

12. 核攻撃を前提とした国民保護計画の策定は行わないこと。また、国民保護法は、わが国が戦争状態に入ることを前提とする有事法制の一貫であり、さしあたってわが国が戦争状態になる事態は、アメリカが引き起こす戦争に参画するときしか想定できないことは、国会での政府答弁でも明らかです。そのようなことに平和都市ヒロシマが与すべきではなく、国民保護計画そのものを策定しないこと。

13. 自衛隊員募集のために防衛省が行っている「住民票の閲覧」要求には協力しないこと。学校現場での自衛隊員募集に関わる事務には一切協力しないこと。

*** 個別要望 ***

《消防上下水道関係》

1. 水道・下水道料金の値上げは今後行わないこと。
2. 大雨時に対応できずに浸水する危険のある老朽ポンプ場の改築を急ぐこと。
3. 下水再生水および雨水の有効利用を更に進めること。
4. 新築ビルへの地下雨水貯留槽の建設を促進すること。
5. 土砂災害警戒区域への緊急用サイレンの設置を急ぐこと。
6. ドクターカー、ドクターヘリの導入を推進すること。
7. 水道と下水道の工事がバラバラで行われることに市民の批判が強くあります。工事の一本化に取り組むこと。
8. 太田川の源流域でもある細見谷林道建設は必要性がなく自然破壊につながり、下流住民も強く反対しています。広島市として、国に事業中止を強く求めること。

* 個別要望 *

《文教関係》

1. 思春期と進学問題を抱える中学2年生、3年生の習熟度別授業は中止し、35人学級を「少人数学級への段階的プラン(第1期)」のなかで実施するよう見直すこと。その上で、第2期において全学年で早期に30人以下学級を実施すること。
2. 暮らしに生かす「子どもの権利条例」とするため、まず、「子どもの権利条約」について学習する場を保障し、全校で子どもの意見を吸い上げるような取り組みを推進すること。
3. ひろしま型カリキュラムは教育委員会主導で行わず、授業を行う学校現場の意見を聞き、新しい教育課程が子どもにとって新たな競争でなく、学ぶ喜びが感じられるものとなるよう最善を尽くすこと。
4. ひろしま型カリキュラムの中心に平和学習を据え、全校生徒・児童が毎年平和学習を行えるよう必要な予算を配分すること。
5. 就学援助制度は現行の所得要件を緩和し、経済格差の解消と子どもの学ぶ権利を保障すること。
6. 学校のランク付けと管理教育につながる全国学力テストは、結果を公表しないこと。来年度は犬山市のように学力テストを実施しないこと。
7. 学校選択制は、人気校・不人気校の格差を生むだけでなく、子どもを中心とした地域のまちづくりを困難にしており、その意味からも中止すること。特に、毎年度の新入生が減少している学校については、学校ごとの理由を明らかにして必要な対策と支援を行い、学校間の格差是正に取り組むこと。
8. 学期制の選択については、「許可制」から「届け出制」に変更された趣旨を生かし、教育委員会の押し付けでなく、学校現場の裁量権を尊重すること。
9. 二学期制の導入により、教室の温度が30度を超えるなかでの授業が増え、子どもや教師から「暑すぎて集中力をなくし、授業にならない」との声があります。教室へのクーラー設置に向けた計画をつくり、子どもの学ぶ環境を整備すること。

10. 特別支援学校の建て替えは、遅くとも2007年度中に用地を確保し、2年間で建設するよう最優先で取り組むこと。そのためにも大規模校にこだわらず、高等部の分離や各区への建設なども含めて方針の見直しを行うこと。
11. 特別支援アシスタントは増員されていますが、障害の重複化・重度化から一人ひとりにアシスタントの対応が求めているとされており、更なる増員を図ること。
12. 健常児の留守家庭子ども会は無料であるのに、障害児が利用する「障害児いきいき活動事業」は1回当たり200円を負担させることに合理的な理由はありません。「障害児のいきいき活動事業」は無料にし、利用定員数を希望に沿って増やすこと。
13. 留守家庭子ども会の有料化はしないこと。また、指導員の増員とともに勤務時間と労働条件を見直し、指導体制を強化することで、児童の安全確保と夕方6時までの開園を実現すること。
14. 児童館は、指定管理者でなく市が直営で管理運営するとともに、早期に残りの学区への建設を行い、学区間の格差解消を図ること。
15. 自校調理の普及を掲げている「食育基本法」に鑑み、公立中学校のデリバリー給食を自校調理方式へと移行し、給食を教育の一環にふさわしいものとする。学校給食の民間委託は行わないこと。
16. 教師のうつ病の増加が社会的な問題になっている。管理教育でなく教師が自信と熱意をもって子どもに関われるよう、教師のメンタルヘルスを重視し、必要な休みを取り、通院療養ができるよう、必要な対策を行なうこと。
17. スクールカウンセラーは、圧倒的に少ない。いじめや不登校などの問題解決のためには、小学校も含めて、全学校に配置すること。

* 個別要望 *

《経済環境関係》

1. 中小零細業者の仕事確保を目的とした小規模修繕契約希望者登録制度の発注件数を増やすこと。特に、学校、保育所、児童館や市営住宅などの指定管理者に対して、制度の趣旨を再度周知徹底すること。また、登録業者の声を聞き、相見積書はとらないなど利用しやすい制度に改善すること。
2. 大型店の出店から地元商店街の営業や地域社会の環境を守るには現行法では不十分なため、出店を許可制にするなど大店立地法の抜本改正を国に要求すること。併せて、市独自の条例を早急に制定し、当面、出店にあたっては届出前の協議を義務付け、協議には影響を受ける住民や商業者などの意見が反映されるようにすること。
3. 多くの商店街が疲弊しています。空き店舗対策、駐車場・駐輪場の整備に重点を置き、商店街への支援策を強化すること。
4. 中小業者への融資が、10月から始まった責任共有制度によって、制度融資でも「貸し渋り」が強まることが予想されます。地域経済を担う中小業者が必要な融資を受けられないことがないよう特別の支援をすること。
5. 景気対策、中小零細建設業者の仕事おこしとして、また、住宅の耐震化を推進するため、耐震設計、耐震改修に対する補助制度(住宅リフォーム補助制度)をつくること。
6. 学校給食における地場産の農産物利用率を高め、地産地消を推進し、食料自給率の向上を図ること。安全な食材購入のためのチェック体制を更に厳しくすること。
7. 良質な生ゴミ堆肥などの土づくりや、低農薬・有機農業への転換に対する支援などを行い、環境保全型農業を推進すること。
8. 家庭ゴミの有料化はしないこと。
9. 2013年稼働予定の安佐南清掃工場の建替計画規模は、2008年度以降の後期ゴミ減量目標を踏まえて再検討すること。また、可燃ゴミ量の削減に努め、焼却処理能力が過大な施設とならないよう計画を柔軟に見直すこと。

10. 生ゴミや紙ゴミの資源化を徹底し、可燃ゴミを減らすこと。脱焼却、脱埋め立てのゴミ処理を計画的に目指すこと。
11. 太田川を「泳げる川」に再生するためにも、太田川の水量そのものを増やすこと。

* 個別要望 *

《厚生関係》

子育て支援

1. 1日も早い保育所待機児解消に必要な保育所増設を行うこと。保護者から強い反対の声があがっている公立保育園の民間移管方針は白紙撤回すること。
2. 保育所待機児童解消の取り組みにメドがいたら直ちに、「詰め込み保育」を助長する定員超過を解消するための保育所増設に取り組むこと。
3. 本来、自立した生活を確保しながら働き続けられる労働条件は広島市の保育水準の前提条件であり、私立保育所の抜本的な労働条件引き上げに取り組み、私立保育所の労働条件を公立に近づけるため、必要な財政措置を行うこと。
4. 園児が1日の大半を過ごす公私の保育所の耐震化を、小・中・高校と同じように計画し推進すること。
5. 保護者負担の一層の軽減を図るため、2人以上が通園する場合に保育料を半額または無料とする措置の所得制限を緩和すること。
6. 認可外保育所に入所している園児のうち、せめて、待機児童(認可園に入れず、やむを得ず認可外保育所に通園)とされる児童の保育料については軽減措置を講じること。
7. 休日夜間に子どもが受診できる医療機関を増やすという市の計画に沿って、要望が強く緊急性のある安佐地域への小児夜間救急医療施設の開設に早急に取り組むこと。
8. 乳幼児医療費補助制度について、県の補助金カットを撤回するまで強い態度で対応すること。必要なら財政的な対抗措置もとること。市として、初診料500円の自己負担の廃止や、当面小学6年生までなど対象年齢の拡充などにも取り組むこと。そのためにも、国が就学前までの補助制度をつくるよう、他の自治体とも共同して強く要請すること。

障害児

1. 障害の程度を問わず、保育園に通園する全ての障害児に「8時間対応の正規職員」を加配すること。
2. 広島市発達障害者支援センターに専任の小児科医を配置すること。
3. 今後、障害者自立支援法がどうなろうと、市独自の負担軽減措置を行うこと。
4. 世帯分離できない障害児の「大人と違う実情」を踏まえ、市の補装具購入への負担軽減措置の所得基準を見直すこと。

障害者

1. 国に対し、一律の応益負担の廃止など真に障害者の自立を保障するための障害者自立支援法の抜本見直しを求めること。
2. 障害者施設の経営状況と労働条件の実態調査を行うこと。
3. 福祉のまちづくり事業は、建築物、公園、道路の3区分ごとに課題と残事業量を明らかにし、予算額を増額して年次計画を立てること。

介護保険・高齢者

1. 市独自に低所得者の介護保険利用者負担を軽減すること。
2. 介護保険が真に自立した在宅生活を保障するものとなるよう、要介護認定はチェックシートによる結果だけでなく、特に在宅で生活続けるためにどういったサービスが必要か、医師の意見書や家族の状況を踏まえたものとする事。
3. 配食サービスは介護保険の地域支援事業から切り離し、当面、365日毎日実施するなど充実を図ること。利用者負担は元の1食400円に戻すこと。

4. 介護労働者の労働条件の改善、特養ホームの増設など、介護サービスの充実を図るため、給付費中の国庫負担割合を50%に引き上げるよう国に強く要請すること。当面、全国市長会や全国町村会などが要望している「国庫負担30%」を早急に実現するよう、他都市とも連携して国に働きかけること。
5. 特養ホーム待機者の増加に対して施設建設が立ち遅れている実態を踏まえ、増設促進のために次期計画を前倒しで策定し、早急な増設に取り組むこと。
6. ひとり暮らし高齢者巡回見守り事業を復活すること。
7. あんしん電話は、必要な人に設置できるよう、協力者2名という条件については柔軟な対応ができることを徹底すること。また、このことを「保健・福祉の手引」に明示すること。

国民健康保険

1. 所得の実態とかけ離れた国保料とならないよう財源を補てんし、保険料を引き下げること。
2. 広島市は「資格書では受診抑制が働く」との見解を示しています。そうであるなら、資格書により必要な医療が受けられないという事態が起きないように、支払う能力があるのに払わない明らかな「悪質な滞納者」以外には資格書を発行しないこと。
3. 医療費の一部負担金減免制度を現行どおり継続・運用すること。
4. 生活保護基準1.3倍以下の低所得者を対象とした、新たな保険料減免制度をつくること。その際は、以前の減免基準に準じたものとする。

後期高齢者医療制度

1. 後期高齢者医療制度が始まる際は、その保険料が現状の国保料水準を上回ることはないよう市独自の軽減措置を行うこと。
2. 包括医療など、年齢で医療内容に制限を設ける制度は世界に例のない恥ずかしい制度であり、国に対して中止を強く求めること。

3. 現行の老人保健対象者には、資格証は発行できないこととなっています。後期高齢者医療制度においても、滞納を理由とした機械的な資格証の発行をせず、原則として保険証をすべての対象者に発行し、行政の責任で滞納者の所得と生活状況を把握するよう、広島市として取り組むこと。
4. 特定健診の受診率を現行の基本健診より大幅に高め、予防に一層力を入れること。

生活保護

1. すべての市民に生活保護の申請権があることを明示すること。生活保護の申請者に対しては、まず申請意思を確認し、その意思があれば申請書を書いてもらい受理すること。その上で面談を行い、必要な助言と他の手続きの援助を行うこと。そのために、申請書は福祉事務所の窓口に置くこと。
2. 生活保護における就労指導は、本人の身体状況や年齢、家庭の状況、さらに求人状況などを踏まえて行い、無理な就労指導をしないこと。
3. 福祉事務所からの辞退届けの勧告はありえないことであり、絶対に行わないこと。保護の廃止は、当該世帯が安定して保護基準を上回る収入が得られると判断できる場合とすること。
4. リバースモーゲージは、憲法の原則、生活保護法の原則に背くものです。居住用不動産の相続は、「健康で文化的な最低限度の生活」の場を次の世代にも引き継ぐものです。持ち家を持っていることだけをもって保護をしないことは差別的な取り扱いであり、「無差別平等の原則」に背きます。生活保護法第4条は、居住用不動産を処分せずに「最低限度の生活の維持」に活用することを認めています。衣食住は人間生活の基本であり、特別に贅沢な住宅でない限り「最低限度の生活の維持」に活用することは当然です。リバースモーゲージの実施は、自治体を法律上拘束するものではなく、広島市として実施しないこと。
5. 県が実施している「緊急生活安定資金貸付」制度のように、生活一時資金貸付も生活保護世帯が貸付を受けられるように制度を改善すること。
6. 路上生活者の社会復帰を進めるために、生活訓練施設および機関をつくること。

被爆者

1. 黒い雨の被爆地域拡大については、その被害を精神的影響に限ることなく、ガンの発症など被害の実態をよく調査し、第一種特例区域の指定に向けた取り組みとすること。調査は、可能性を指摘されているすべての地域において、証言可能な人すべてを対象として、対象者の高齢化が相当進んでいることに鑑みて早急に行うこと。また、黒い雨被害の実相を明らかにするためには、市域外の調査が必要であり、県のイニシアティブを強く要請すること。
2. 3号被爆者の認定基準は、合理的根拠のない「10人以上」という現行基準を抜本的に見直すこと。

* 個別要望 *

《建設関係》

1. 市営住宅の計画的な修繕をすすめ、住戸内の段差解消や流し台・畳などの修繕予算を増額すること。
2. 階段室型市営住宅についてはエレベーター設置を推進し、併せて高齢者世帯の1階への住み替えを早急に進めること。
3. 市営住宅の応募倍率が年々上昇していることからみても増設は緊急課題です。早急に増設計画をつくり、希望者の要望に応えること。
4. 名義人が住んでおらず、実態として空き家になっている市営住宅を調査し、公募戸数を増やすこと。
5. 広島駅周辺の市街地再開発計画は、市の新たな負担増にならないように慎重に進めること。また、これ以上の環境悪化が生じないように留意すること。とりわけ、二葉の里地区は「広島市緑地保全計画」のみどり保全推進地域になっており、広島の聖地として大切にされてきた地域であることを充分配慮した開発にすること。
6. 広大跡地の開発に関しては、今後も広島大学、市、業者の三者の協議機関を設け、当初の主旨が生かされる開発にすること。
7. 高齢者や障害者等の買い物・通院を保障する巡回バスなど、地域交通の確保に行政が率先して取り組むこと。
8. あんほこエリア内の交通事故発生件数の削減目標達成に努力すること。
9. 「ロードプライシング」はいつまでも「検討課題」とせず、導入に向けてスケジュールを立てて取り組むこと。
10. 低床バス車両購入補助制度の存続を県に求めて一層の普及に努め、運行ルートを増やすこと。

11. 高速1号線福木トンネルの地盤沈下による被害補償は、被害が大きな家屋の移転補償も含め、全面的に県、市、公社が責任をとること。
12. 区役所の土木予算を増額確保し、側溝のフタかけ、街路灯の設置など住民の身近な要望に応えること。
13. 災害に強い橋の改修予算を増やし、橋の改修にあたっては車椅子やベビーカーが通行しやすい形態にすること。

以上